法第４２条用途変更許可申請・添付書類一覧

毛呂山町　令和７年３月１日作成

法第４２条用途変更

提出部数：２部（正本１部、副本１部）

No	添　付　書　類　等	備　　考	確認
1	予定建築物以外の建築等許可申請書		
2	委任状	申請者の委任を受けて代理者が申請等を行う場合 ①代理者の資格、住所、電話、ＦＡＸ又はメールアドレス ②委任の範囲　等を明記	
3	理由書	許可権者が必要と認める場合に添付 ①土地選定の理由　②業務内容　等について記載	
4	申請区域位置図 （都市計画図の写し）	①方位 ②縮尺 ③位置を朱書き ④１/５０，０００以上	
5	公図の写し	区域を朱書き	
6	土地登記事項証明書 （全部事項証明書）		
7	現況写真（全景２方向以上）	①道路を入れて撮影　②区域を朱囲み　③ｶﾗｰ写真　④写真番号記載　⑤写真方向図（写真番号、撮影方向を記載　現況図に記載も可）	
8	現　況　図（ＢＭを明示）	①道路及び現況地盤高（隣接地を含む）　②申請区域を朱書き　③方位・縮尺等を記入	
9	求　積　図（実　測）	①面積（小数点以下第２位まで）　②全ての辺長（㎜まで記載）　③方位･縮尺　等記入	
10	土地利用計画図 排水施設計画平面図 給水施設計画平面図	①道路の位置（有効幅員、道路番号、建築基準法第42条該当号） ②公園・緑地等の位置 ③排水施設の位置、種別・管径【雨水（青）・汚水（紫）系統別に着色】、宅内汚水最終桝、管径の120倍以内ごとに点検桝を設置、及び次の文を図に記載「排水施設は、都市計画法第３３条第３号及び毛呂山町雨水排水処理基準その他関係法令等に基づき、適切に設置する」 ④放流先の名称 ⑤予定建築物の位置、用途、最高高さ、床面積（専用住宅を除く） ⑥擁壁の位置及び種類 ⑦地盤の高低差 ⑧切土・盛土がない時はその旨　等を記入 自己居住用の場合、給水施設計画平面図は不要	
11	証明書等	工事完了後２０年未満の建築物を用途変更する事由【破産、転勤、所得等】（工事完了後２０年以上経過している場合は不要）	
12	住民票謄本（世帯全員）	申請日以前６か月以内に交付されたもので５年以上の居住実績が確認できるもの（工事完了後２０年以上経過している場合は不要）※業務用については、５年以上適法に使用した事実を証明する書類を代わりに添付	
13	既存建築物が都市計画法に適合していること、既存の建築敷地を判別するための書類	①開発行為許可通知書等の写し②建築確認通知書の写し	
14	放流許可書・占用許可等	水路放流・占用等が必要になる場合	
15	その他許可権者が必要と認める書類		

★ 申請書の様式は、まちづくり整備課のＨＰからダウンロードすることができます。
（毛呂山町行政サイト⇒事業者の方へ⇒開発・建築⇒開発許可制度について⇒申請書等の様式について）

★ 図面の縮尺などその他の記載要領については、「毛呂山町都市計画法に基づく開発行為等の手続きに関する規則の申請書等の作成要領」別表を参照すること。

★ **全ての図面について区域を朱書きし、作成者は記名してください。**